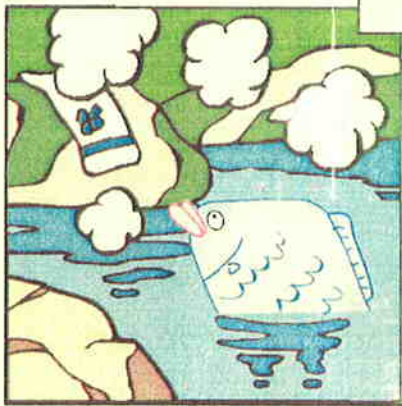
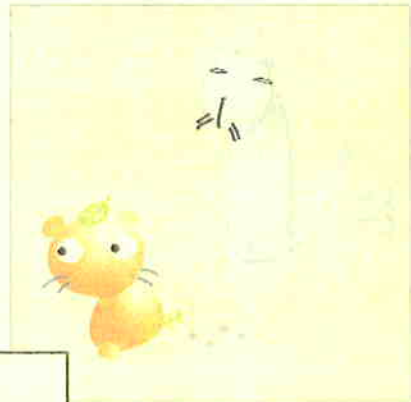


特定健康診査等実施計画



平成20年3月
羽生市

特定健康診査等実施計画

「健康で希望に満ちた まちづくり」を目指して

目 次

【序 章】 実施計画策定にあたって	1
1 背景	1
2 導入の趣旨	1
3 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病	1
4 内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)に着目する意義	2
5 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方について	2
6 計画の性格	3
7 計画の期間	3
8 羽生市国民健康保険の現状	4
【第1章】 達成しようとする目標	11
1 目標の設定	11
2 羽生市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値	11
3 目標達成に向けた推進策	12
【第2章】 特定健康診査等の対象者数	13
1 特定健康診査の対象者	13
2 特定保健指導の対象者	14
3 健診の現状	15
4 平成24年度までの各年度の対象者数(推計)	16
【第3章】 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	17
1 特定健康診査・特定保健指導の流れ	17
2 特定健康診査	18
3 特定保健指導	22
4 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法	25
5 実施における年間スケジュール	27
6 保健指導実施者の人材確保と資質の向上	28
【第4章】 外部委託・データの管理方法	30
1 外部委託について	30
2 特定健康診査等のデータの保管方法	30

【第5章】	個人情報保護	31
1	基本的考え方	31
2	具体的な個人情報の保護	31
3	守秘義務規定	31
【第6章】	特定健康診査等実施計画の公表・周知	32
【第7章】	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	33
1	基本的な考え方	33
2	具体的な評価	33
3	評価の実施責任者	34
【第8章】	その他	35

序章 実施計画策定にあたって

1 背景

近年、わが国においては急速な高齢化にともない、疾病構造が変化しています。生活習慣病（脳卒中、心臓病、糖尿病等）の慢性疾患が増加し、医療費も増大し続けています。羽生市においても国民健康保険の医療費は年々増加しており、平成18年度は31億7,600万円に達しています。

医療費の増大の要因となる疾病の重症化や長期化は、健康・長寿を希望する全ての人の懸念するものであり、早期に疾病のリスクを把握し、望ましい生活習慣に改善できるような体制づくりは今後重要な課題となっております。

国においても、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設などが盛り込まれ、中でも長期的な医療費適正化対策として、生活習慣病予防の取り組みが必要となってきました。

2 導入の趣旨

従来、健診等の保険事業は老人保健法に基づき実施されてきました。

羽生市においても昭和53年から集団検診として毎年実施され、平成18年から羽生市医師会に委託し、個別健診として継続してきました。しかし、健診受診後のフォローアップ等については、マンパワー不足の諸問題があり、健診後の保健指導は付加的な役割に留まっていました。

今回の医療制度改革により、生活習慣病を中心とした疾病予防が重視され、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者には健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられました。

羽生市においても平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診及び保健指導を実施します。

3 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群とします。

4 内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）に着目する意義

平成17年4月、日本内科学会等内科系8学会は合同で内臓脂肪症候群の疾患概念と診断基準を示しました。

これは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としています。

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、また発症した後でも血糖、血圧等をコントロールすることにより、狭心症等の心疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進行や重症化を予防する事が可能であるという考え方です。

内臓脂肪症候群の概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに、様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となることを詳細にデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになると考えられています。

5 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方について

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっており、そのため、健診後の保健指導は「要精検」や「要治療」となった者に対する受診勧奨を行うこと、また、高血圧、高脂血症、糖尿病、肝臓病などの疾患を中心とした保健指導を行ってきました。

特定健康診査・特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となります。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行います。

6 計画の性格

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条及び「特定健康診査等基本指針」に基づき、国民健康保険加入者の生活習慣病予防における実施方法やその成果に係る目標に関する基本的事項について本計画を策定します。

策定する上で、埼玉県医療費適正化計画と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要があります。

また、羽生市総合推進計画に掲げる「健康で希望に満ちたまちづくり」に連携した取り組みの推進を図ります。

7 計画の期間

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項の規定に基づき、5年を1期とします。第1期を平成20年度から平成24年度とし、5年ごとに見直しを行います。

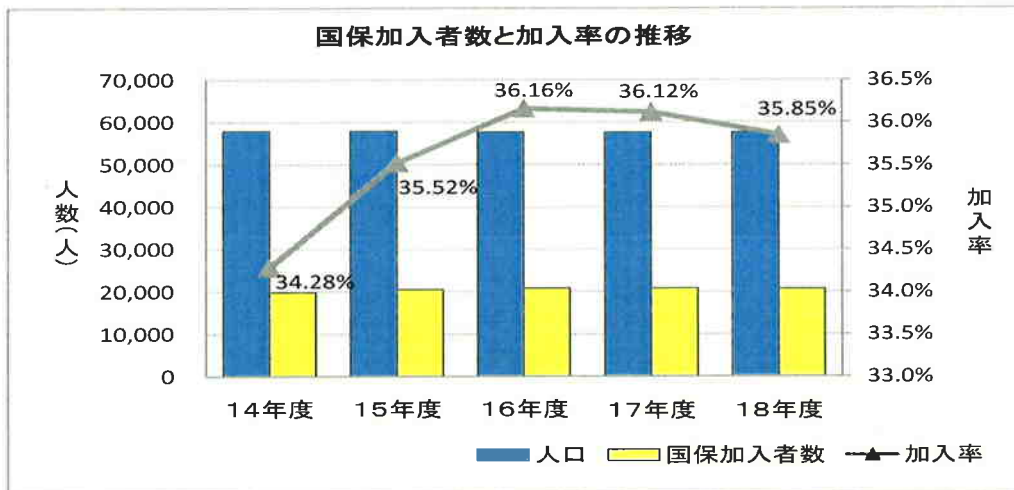
8 羽生市国民健康保険の現状

(1) 羽生市国民健康保険被保険者の状況

平成20年1月1日現在の羽生市の現状は以下のとおりです。市民全体に占める国保加入者の割合は、35.2%となっています。

- ・ 人口 57,775人
- ・ 世帯数 20,706世帯
- ・ 国保加入者数 20,348人
- ・ 国保加入世帯数 10,539人

○羽生市国保加入者数及び加入率の推移

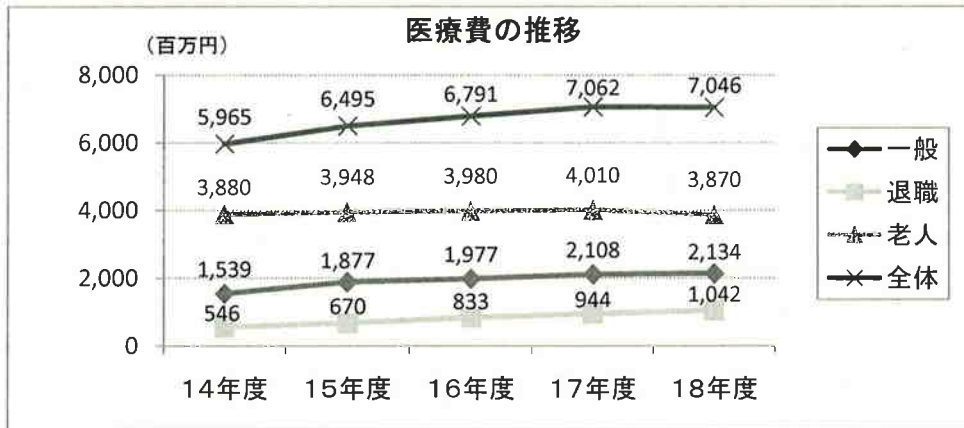


○羽生市国保加入世帯数と加入率の推移



(2) 医療費の状況

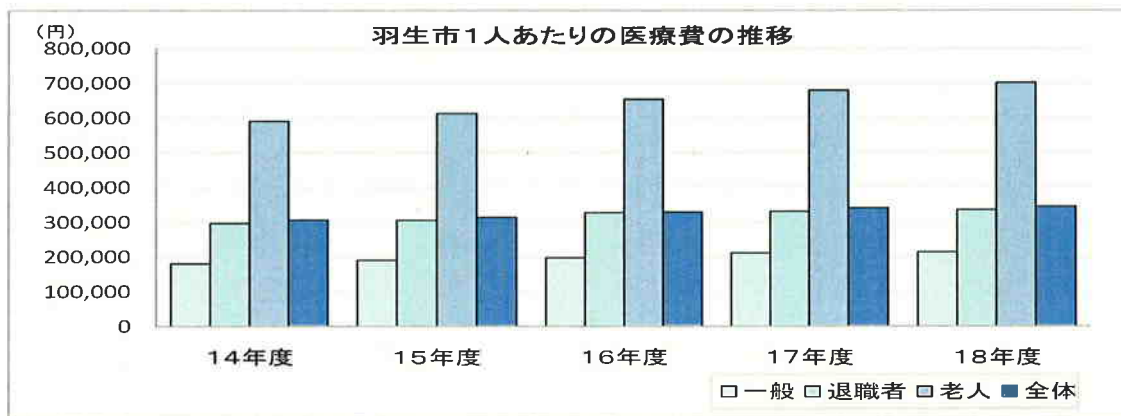
平成18年度の年間医療費は、前年より若干減少しているものの70億4,600万円で、その内訳は、一般被保険者分は21億3,400万円、退職被保険者分は10億4,200万円、老人保険対象者分は38億7,000万円となっています。



平成18年度の羽生市の住民1人あたりの医療費は、全体で344,757円であり、その内訳をみると、一般被保険者分・退職被保険者分に比べて老人保健対象者分が高く、701,592円となっています。平成14年度から18年度までの1人あたりの医療費の推移をみると、下記のとおりです。

○羽生市1人あたりの医療費の推移

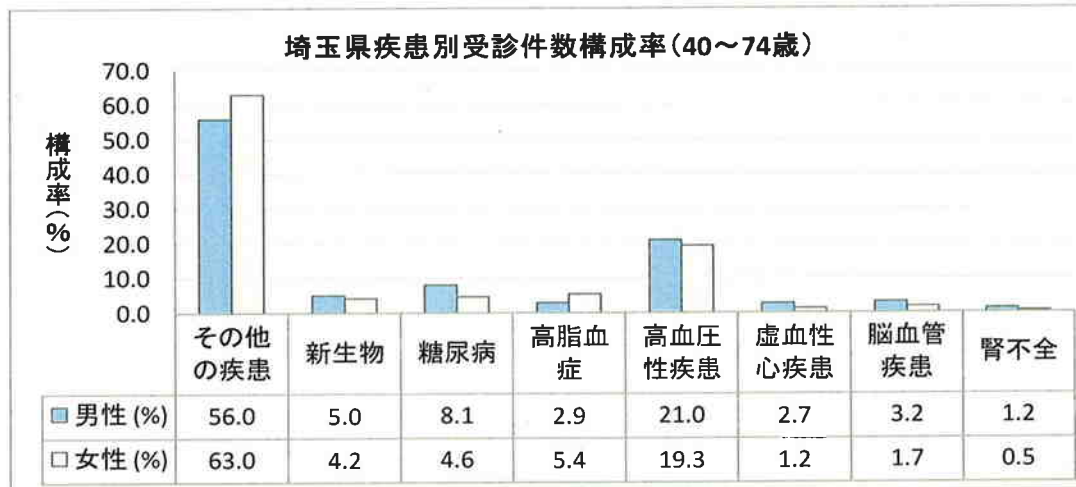
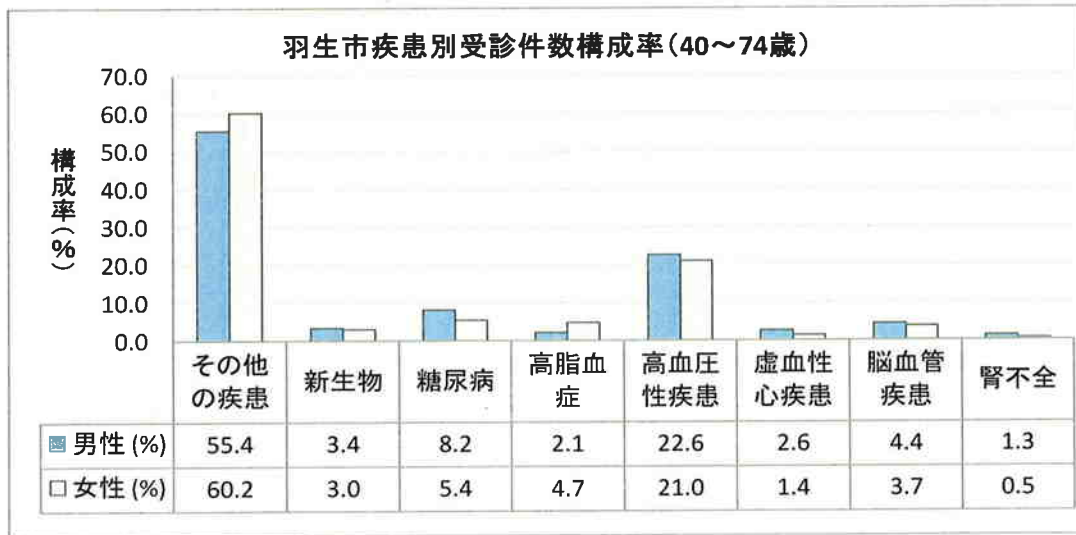
年度	一般		退職者		老人		全体	
	医療費(円)	対前年比	医療費(円)	対前年比	医療費(円)	対前年比	医療費(円)	対前年比
平成14年度	180,368	-	296,942	-	590,746	-	305,888	-
平成15年度	189,750	105.2%	305,502	102.9%	612,983	103.8%	313,549	102.5%
平成16年度	197,572	104.1%	327,465	107.2%	653,619	106.6%	328,773	104.9%
平成17年度	211,572	107.1%	331,165	101.1%	679,120	103.9%	340,629	103.6%
平成18年度	214,083	101.2%	335,331	101.3%	701,592	103.3%	344,757	101.2%



(3) 国保被保険者に係る生活習慣病について

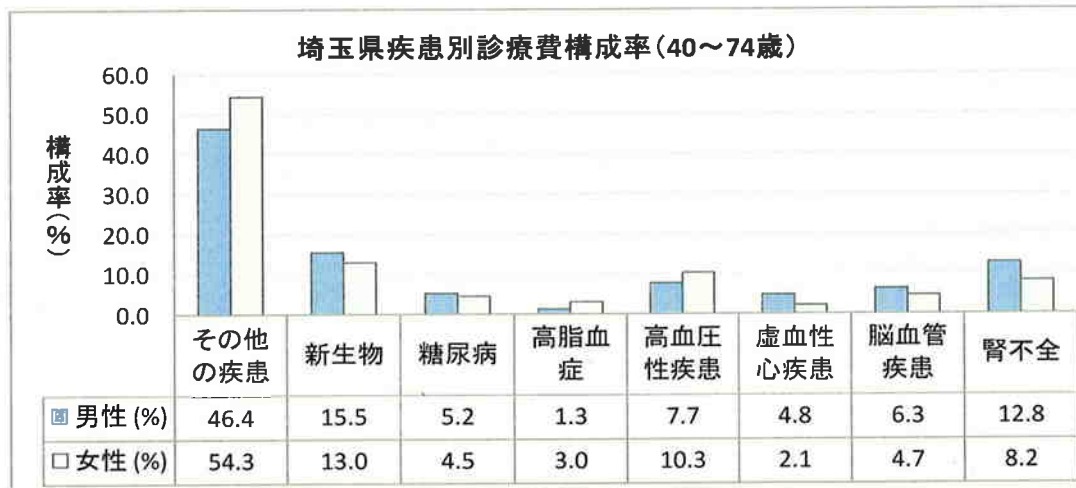
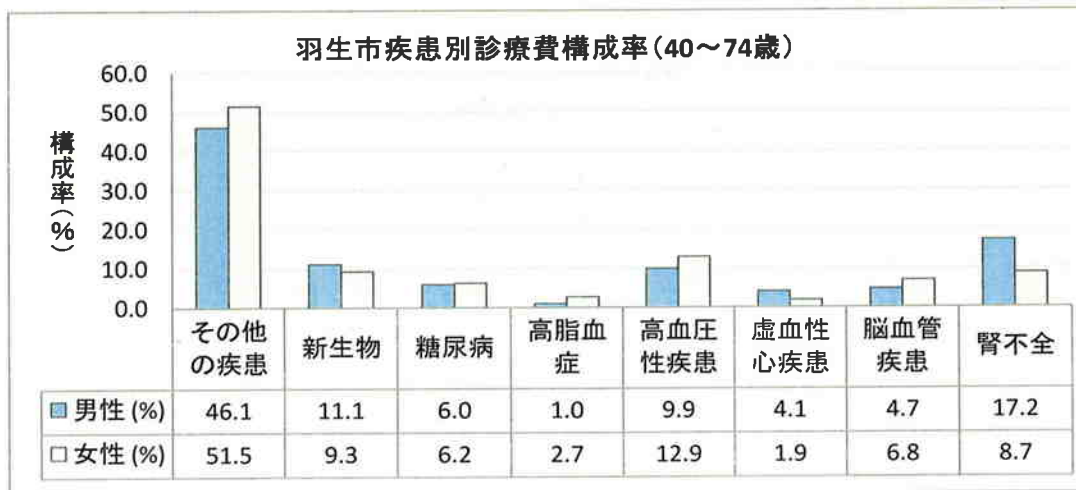
40～74歳の疾患別医療受診件数（※H18. 10診療分）は、男性の約44.6%、女性の約39.8%が生活習慣病を占めている状況です。

○40～74歳の疾患別受診件数構成率（H18. 10診療分）



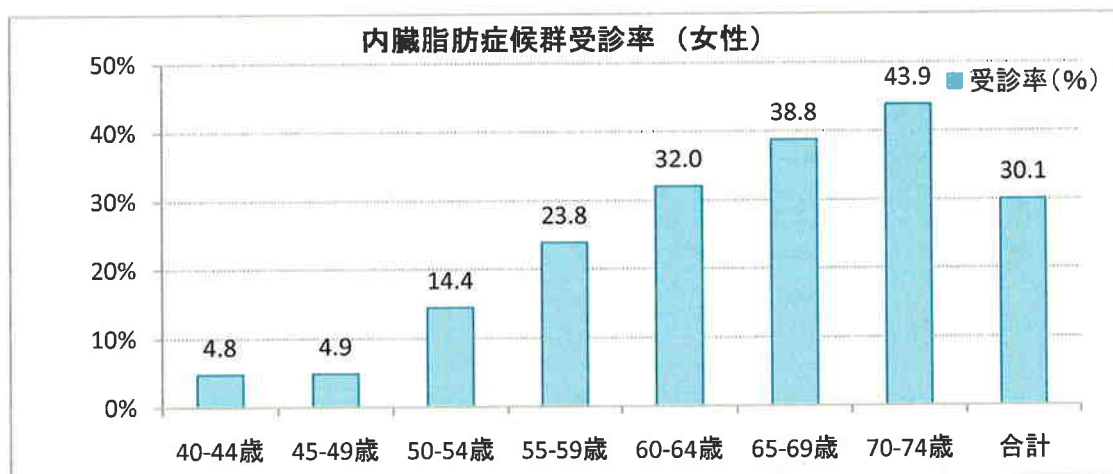
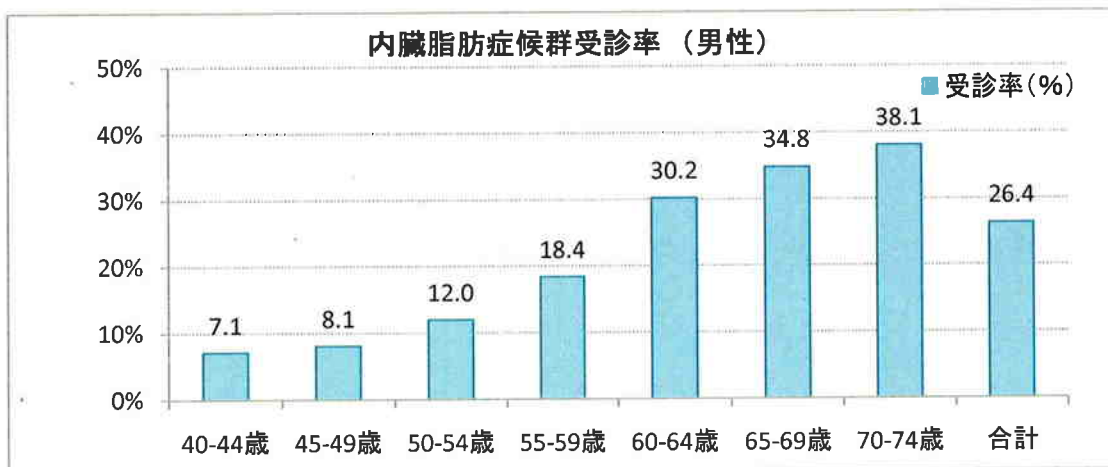
また、診療費においては、男性の約53.9%、女性の約48.5%が生活習慣病を占めており、その中でも男性では腎不全、悪性新生物、高血圧性疾患、女性では高血圧性疾患、悪性新生物、腎不全の順に診療費の占める割合が高くなっています。埼玉県の構成率と比較すると、羽生市は特に男性の腎不全、男女共に高血圧性疾患、糖尿病の診療費の割合が高い状況となっています。

○40～74歳の疾患別診療費構成率（H18. 10診療分）



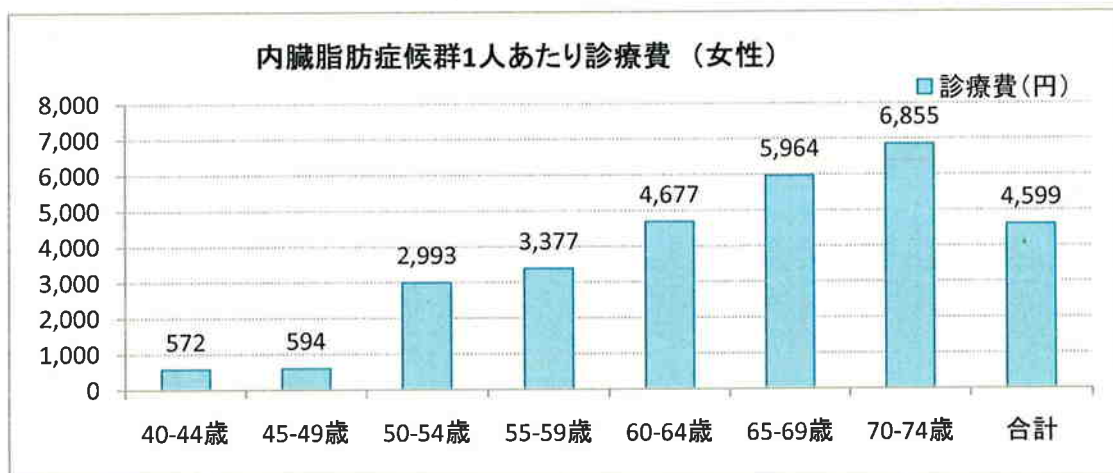
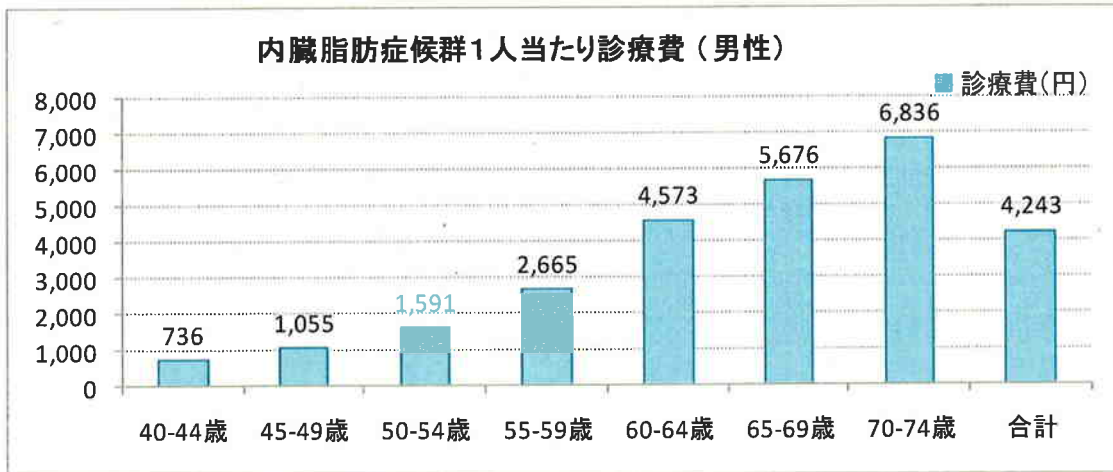
生活習慣病の具体的疾病である糖尿病、高脂血症、高血圧性疾患が医療機関受診率に占める割合は、全体で男性約26.4%、女性約30.1%で、50代半ばから受診率が伸びています。年齢別には男女共に70～74歳が最も高く、65～69歳、60～64歳と続いています。

○年齢階層別内臓脂肪症候群受診率（H18.10診療分） ※



※ 内臓脂肪症候群の危険因子である糖尿病、高脂血症、高血圧性疾患の40～74歳の受診件数を合計したものから受診率を算出し、内臓脂肪症候群受診率とした。

○年齢階層別内臓脂肪症候群1人あたり診療費(H18.10診療分) ※



※ 内臓脂肪症候群の危険因子である糖尿病、高脂血症、高血圧性疾患の40～74歳の診療費を合計したものから1人あたりの診療費を算出し、内臓脂肪症候群1人あたりの診療費とした。

資料提供：埼玉県国保連合会

(4) 分析のまとめ

- ① 羽生市国民健康保険の加入者は、平成16年度より横ばい状態が続いており、平成18年度では市の人口の約35.8%、世帯においては51.5%となっており、今後高齢化とともに65歳以上の加入者がますます増加していくことが予想されます。
- ② 一人あたりの医療費は、年齢が高くなるに従い急増しており、平成18年度では一般被保険者分が約21万円に対して退職被保険者分は33万円と1.5倍になり、老人保険対象者分は約70万円で3.8倍になっています。医療費についても年齢の上昇とともに増嵩傾向にあり、今後加入者の高齢化とともに医療費総額がますます増加していくこととなります。
- ③ 羽生市国民健康保険の加入者（40～74歳）の受診件数に占める生活習慣病は、男性44.6%、女性39.8%となっており、男女共に高血圧性疾患の割合が高くなっています。診療費については、県平均と比較すると、男性の腎不全、男女共に高血圧性疾患及び糖尿病の診療費が高い状況であります。
- ④ 年齢別による内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の受診率は、50歳代半ばから伸びており、男女共に70～74歳が最も高く、65～69歳、60～64歳と続いています。

(5) 羽生市の生活習慣病対策のねらい

- ① 今後も増加する高齢者を、活力ある社会の原動力とするため、若年層からの健康づくりに対する啓発と、生活習慣病の早期発見につながる健診の大切さを促す活動が重要であります。
- ② 増加し続ける医療費を抑制するためにも、生活習慣病の予防、特に高血圧症及び糖尿病の発症予防対策を確実に実施する必要があります。
- ③ 生活習慣病の発症を抑えるためにも、30歳代、40歳代での早期予防と、50歳代の重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要であります。

第1章 達成しようとする目標

1 目標の設定

この計画の実行により、特定健康診査受診率を80%、特定保健指導実施率を60%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の25%減少を平成27年度までに達成することを目標とします。

また、第1期の目標として特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の10%減少を平成24年度までに達成することを目標とします。

2 羽生市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準をもとに、羽生市国民健康保険における目標値を以下のとおり設定します。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健診 受診率	35%	40%	45%	55%	65%
特定保健指導 実施率	20%	25%	30%	40%	45%
内臓脂肪症 候群の該当 者・予備群 の減少率	946人	1,092人	1,239人	1,528人	1,822人 10%減少

3 目標達成に向けた推進策

(1) 特定健康診査の受診率の向上策

- ① 特定健康診査の対象者に周知を図り、健康への関心が高まるような情報や啓発資料等を提供します。
- ② あらゆる機会を通じて、健診の必要性を啓発します。

(2) 特定保健指導の実施率の向上策

- ① 保健指導に参加しやすい環境を整備し、個人のライフスタイルや特性に応じて支援できるような、個人指導を実施する体制づくりをします。
- ② 特定保健指導と並行してポピュレーションアプローチとしての教室や、自主グループ活動、運動等民間施設の活用を促します。

(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少策

受診者全員に対するポピュレーションアプローチの工夫、保健指導対象者の重点化や効果のある保健指導の方法・学習教材の研究に努めます。

第2章 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査の対象者

対象者は、国保加入者のうち、特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる者で、かつ当該年度実施年度の一年間を通じて加入している者とします。

なお、下記に該当する者は特定健康診査の実施対象外とします。

- ① 妊産婦
- ② 刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者
- ③ 国内に住所を有しない者
- ④ 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- ⑤ 病院又は診療所に6ヵ月以上継続して入院している者
- ⑥ 「高齢者の医療の確保に関する法律」第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

特定健康診査・特定保健指導の対象となる40～74歳の被保険者を、推計人口及び現在の国保加入率等を考慮し推計した表は、下記のとおりです。

○推計対象者数（人）

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40～44歳	376	327	374	327	371	327	369	327	367	327
45～49歳	378	318	367	310	356	301	345	293	335	285
50～54歳	477	493	465	480	454	467	444	454	433	442
55～59歳	804	907	831	938	860	970	889	1,003	919	1,037
60～64歳	1,018	1,229	1,028	1,239	1,038	1,250	1,049	1,260	1,059	1,270
65～69歳	1,272	1,293	1,276	1,291	1,280	1,288	1,284	1,286	1,288	1,284
70～74歳	1,224	1,241	1,253	1,273	1,283	1,307	1,314	1,341	1,346	1,377
合計	5,549	5,808	5,594	5,858	5,642	5,910	5,694	5,964	5,747	6,022
男女計	11,357		11,452		11,552		11,658		11,769	

2 特定保健指導の対象者

特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者が対象者となります。特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者とは、次のとおりです。

- ① 腹囲が男性 85 cm以上、女性 90 cm以上
- ② 腹囲が男性 85 cm未満、女性 90 cm未満で BMI が 25 以上
- ③ ①及び②で、ア～ウのいずれかに該当する者（糖尿病、高血圧症又は高脂血症の治療に係る薬剤を服用している者を除く）
 - ア 血糖(空腹時血糖 100mg/dl 以上、HbA1c 5.2%以上)
 - イ 脂質(中性脂肪 150mg/dl 以上、HDL コレステロール 40mg/dl 以下)
 - ウ 血圧(収縮期 130mmHg、拡張期 85mmHg 以上)

特定保健指導の推定対象者数は、以下の表のとおりです。

○特定保健指導推計対象者数（人）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
動機づけ 支援	40～64歳	242	278	315	387	460
	65～74歳	374	434	495	613	734
	小計	616	712	810	1,000	1,194
積極的 支援	40～64歳	330	380	429	528	628
	65～74歳	-	-	-	-	-
	小計	330	380	429	528	628
合計		946	1,092	1,239	1,528	1,822
目標実施率（%）		20%	25%	30%	40%	45%
目標実施数（人）		189	273	372	611	820

3 健診の現状

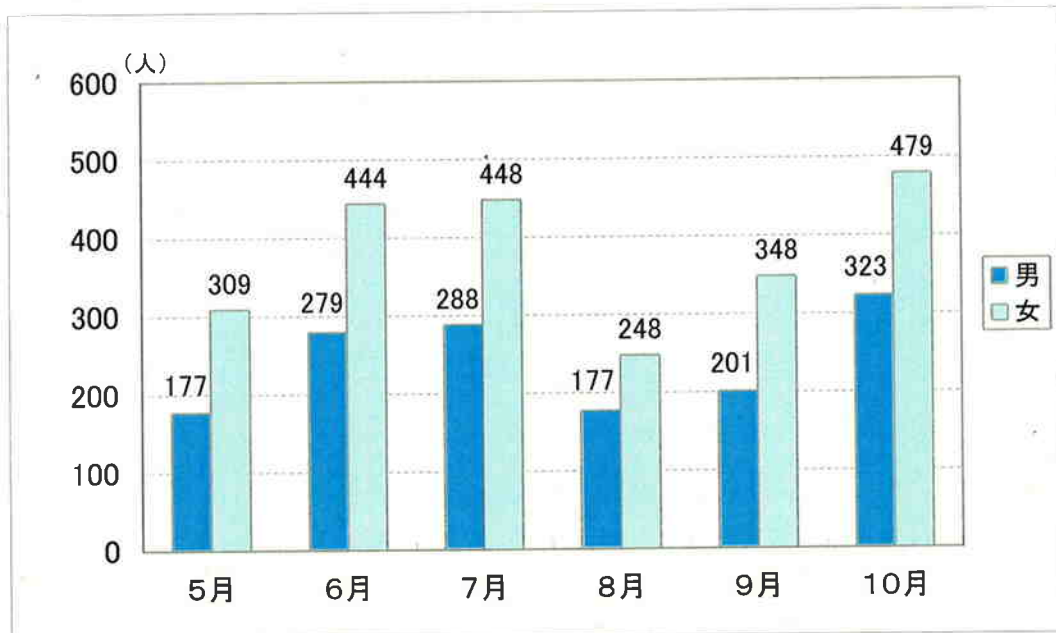
平成19年度基本健康診査からみた40～74歳の国民健康保険加入者の受診者数及び受診率は下記のとおりです。

全体の受診率は32.8%で、40～59歳までの受診率が特に低い傾向にあります。その中でも男性の受診率の低さが特に際立っています。

単位：人

年齢区分	男性	受診率	女性	受診率	合計	受診率
40-44	33	8.8%	47	13.7%	80	11.1%
45-49	30	8.1%	57	18.3%	87	12.8%
50-54	46	9.8%	108	22.9%	154	16.4%
55-59	112	14.2%	248	28.2%	360	21.6%
60-64	238	22.8%	458	37.2%	696	30.6%
65-69	325	25.3%	505	38.1%	830	31.8%
70-74	661	54.3%	853	69.7%	1,514	62.0%
合計	1,445	26.1%	2,276	39.3%	3,721	32.8%

○月別受診状況



4 平成24年度までの各年度の対象者数（推計）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査 対象者数	11,357人	11,452人	11,552人	11,658人	11,769人
特定健康診査 受診率(目標値)	35%	40%	45%	55%	65%
特定健康診査 受診者数	3,975人	4,581人	5,198人	6,412人	7,650人
特定保健指導 対象者数	946人	1,092人	1,239人	1,528人	1,822人
特定保健指導 実施率(目標値)	20%	25%	30%	40%	45%
特定保健指導 実施者数	189人	273人	372人	611人	820人